

◎職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第10条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 常態として当該子を養育することができる配偶者がいる場合についても、早出遅出勤務をすることができることとした。（第26条の7関係）

(2) 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととした。（第26条の8関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（第26条の8関係）

- 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1) 常態として当該子を養育することができる配偶者がいる場合についても、早出遅出勤務をすることができることとした。（第9条の2関係）

(2) 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならないこととした。（第9条の3関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（第9条の3関係）

- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間として超勤代休時間を加えるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（第2条関係）

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 配偶者が育児休業をしている場合及び職員以外の子の親が常態として当該子を養育することができる場合についても、育児休業をすることができることとした。（第2条、第5条関係）

- 2 子の出生の日から57日間以内に育児休業をした場合には、再度の育児休業をすることができることとした。（第2条の2関係）

- 3 配偶者と交互に育児休業等をする場合以外についても、育児休業等計画書により任命権者に申し出ている場合には、再度の育児休業をすることができることとした。（第3条関係）

- 4 配偶者が育児休業をしている場合及び職員以外の子の親が当該子を養育することができる場合についても、育児短時間勤務をすることができることとした。（第10条、第14条関係）

- 5 配偶者と交互に育児短時間勤務等をする場合以外についても、育児休業等計画書により任命権者に申し出ている場合には、再度の育児短時間勤務をすることができることとした。（第11条関係）

- 6 配偶者が育児休業をしている場合及び職員以外の子の親が当該子を養育することができる場合についても、部分休業をすることができることとした。（第19条関係）

- 7 その他所要の整備をすることとした。（第2条、第3条、第10条、第11条、第20条関係）

- 8 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 汚染土壌処理業の許可証の書換えについて、手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 2 汚染土壌処理業の許可証の再交付について、手数料を徴収することとした。(別表第3関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 県民税

- (1) 平成22年度において市町村へ交付する個人県民税徴収取扱費の算定の基礎となる金額を3,300円とすることとした。(附則第18条の5関係)
- (2) 給与所得者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族申告書を提出させることとした。(第32条の4の2、第32条の4の3関係)
- (3) 清算所得の廃止に伴い、法人税割の税率の特例の適用対象を改めることとした。(附則第19条関係)

2 事業税

清算所得の廃止に伴い、解散等を行った法人の事業に対して課する事業税の課税標準を清算所得から各事業年度の所得とする等所要の改正をすることとした。(第43条、第45条、第47条、附則第20条の2の3、附則第20条の2の4関係)

3 県たばこ税

県たばこ税の税率を引き上げることとした。(第67条の4、附則第24条関係)

4 その他所要の整備をすることとした。(第27条の2、第38条、第39条、第40条、附則第20条、附則第20条の2の4関係)

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年10月1日から施行することとした。ただし、1(1)及び5(2)(附則第2条第2項関係に限る。)は公布の日から、1(2)及び5(2)(附則第2条第1項関係に限る。)は平成23年1月1日から施行することとした。(附則第1条関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第4条関係)
- (3) いわての森林づくり県民税条例の一部を改正をすることとした。(附則第5条関係)

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、県税の課税免除の適用対象となる事業のうちソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業を加えることとした。(第1条関係)

2 過疎地域内において、県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成23年3月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎農村地域における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例(条例第31号)

1 農村地域における県税の課税免除に関する条例を廃止することとした。(本則関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 中心市街地の区域内において県税の不均一課税の適用を受ける商業基盤施設の設置に係る認定基本計画の公表の期限を平成24年3月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第5条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 本人確認情報の利用に係る事務に、岩手県立病院等利用料条例第1条の徴収に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第2関係)
- 2 本人確認情報の利用に係る事務に、県営住宅等条例第16条第1項(同条例第25条第2項、第27条第3項及び第46条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(同条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の徴収、同条例第17条第2項の還付、同条例第27条第2項の徴収、同条例第32条第3項の金銭の徴収又は同条例第46条第1項の徴収に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第2関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例(条例第35号)

- 1 岩手県市町村合併推進審議会条例を廃止することとした。(本則関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 公衆衛生上講ずべき措置の基準に回収又は廃棄及び公表に関する措置を加えることとした。(別表第1関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県食の安全安心推進条例(条例第37号)

- 1 食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 基本理念について定めることとした。(第3条関係)
- 4 県の責務について定めることとした。(第4条関係)
- 5 食品関連事業者の責務について定めることとした。(第5条関係)
- 6 県民の役割について定めることとした。(第6条関係)
- 7 基本計画について定めることとした。(第7条関係)
- 8 施策の公表について定めることとした。(第8条関係)
- 9 国への要請について定めることとした。(第9条関係)
- 10 食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援について定めることとした。(第10条関係)
- 11 食品の適正な表示の推進について定めることとした。(第11条関係)
- 12 人材の育成について定めることとした。(第12条関係)
- 13 信頼関係構築のための相互理解の増進について定めることとした。(第13条関係)
- 14 環境に配慮した活動の促進について定めることとした。(第14条関係)
- 15 指導、助言等について定めることとした。(第15条関係)

- 16 危機管理体制の整備等について定めることとした。(第16条関係)
- 17 情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置について定めることとした。(第17条関係)
- 18 食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発について定めることとした。(第18条関係)
- 19 食品等の自主的な回収の報告について定めることとした。(第19条関係)
- 20 岩手県食の安全安心委員会について定めることとした。(第20条～第28条関係)
- 21 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第29条関係)

22 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、19は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- (3) 岩手県食の安全安心委員会条例を廃止することとした。(附則第3項)
- (4) 岩手県食の安全安心委員会条例の廃止に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。(附則第4項、附則第5項関係)

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 いわて子どもの森の設備からバーチャルモーションライドを除くこととした。(別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)